

# 廣告掲載基準

---

2022/04/14

**mediba**

## 目次

<b>第1章 ガイドラインポリシー</b> .....	5
1. 広告掲載について .....	5
2. 広告掲載可否の判断について .....	5
3. 広告全般に関する基準について .....	5
4. 広告の掲載責任の所在について .....	5
5. 公序良俗について .....	5
6. 著作権、肖像権について .....	6
7. ユーザー保護について .....	6
8. その他 .....	6
<b>第2章 掲載できない商材、表現について</b> .....	7
法令、公序良俗に反する商材、または誤認されるもの .....	7
個人情報の売買を誘引、暗示する内容、表現 .....	7
著作権、肖像権、著作隣接権に抵触する表現 .....	7
ユーザーが不快感を覚えるようなもの .....	7
KDDI 株式会社、または弊社サービスの競合となる、あるいはなり得るもの .....	7
アダルト、アダルト用品、アダルト要素の見受けられる、または誤認される表現 .....	7
ビジネスモデルが不明なもの .....	7
公営ギャンブル .....	7
賭博の可能性がある判断される、または可能性がある判断できるもの .....	7
パチンコ・パチンコホール .....	8
青少年保護および健全育成の観点から不適切だと判断するもの .....	8
政党広告 .....	8
現物を伴わない無形サービスや情報提供 .....	8
たばこ関係 .....	8
武器、または人体を傷つける目的で作られた用具、人体を傷つける恐れのあるもの .....	8
宗教団体などによる、布教を目的としたもの .....	8

私的な秘密事項の調査に関するもの.....	8
ネットワークビジネスこれらに類するもの.....	8
医療機関が行う以下の訴求.....	9
医療機関の行わない、人体に傷をつける行為、医療類似行為表現.....	9
医薬品医療機器等法に伴う掲載不可.....	9
医療機器.....	9
かつら、発毛、育毛、植毛.....	9
不動産投資.....	9
貸金.....	9
金融商品取引業.....	10
懸賞.....	10
占い.....	10
学校.....	10
クーポン.....	10
保証人代行サービス.....	10
ユーザー保護の観点から、掲載出来ないもの.....	10
<b>第3章 掲載基準共通</b> .....	<b>11</b>
1. 広告主審査.....	11
2. クリエイティブ、原稿について.....	11
3. サイト内への記載内容.....	11
4. 表現について.....	11
『[au]使用について』.....	11
『最大・最上級』表現.....	11
『完全を保証する』表現.....	11
『安全を保証する』表現.....	11
『パーセント数値等』表現.....	12
『具体的な数字』表現.....	12
『受賞、ランキング』表現.....	12
『期間限定・キャンペーン』表現.....	12
『ポイント』表現.....	12

『無料』の表現.....	12
一部有料の場合の『無料』の場合.....	12
『〇曲分のポイント等をおまけとして提供する』場合.....	12
『体験版』の場合.....	13
『消費税』表現.....	13
<b>第4章 個別に掲載基準を有する商材について</b> .....	<b>14</b>
選挙.....	14
政党広告.....	14
国家資格を有する業種(弁護士、司法書士、行政書士、弁理士、公認会計士、税理士).....	14
貸金業.....	14
金融商品取引業.....	14
公営くじ、公営ギャンブル.....	15
医療機関.....	15
あん摩マツサージ指圧、はり、きゆう、柔道整復等.....	15
医療機器.....	15
エステ.....	15
健康系サイト.....	16
医薬品.....	16
いわゆる健康食品.....	16
化粧品.....	16
毛髪(かつら、発毛、育毛).....	16
結婚紹介業.....	17
音楽.....	17
占い.....	17
電子書籍.....	17
ゲーム.....	17
クーポン.....	17
動画サイト (youtube 等が LP の場合).....	17
コミュニティ.....	17
寄付、募金.....	17

ボランティア.....	18
学校.....	18
スクール.....	18
求人.....	18
留学.....	19
自動車教習所.....	19
宿泊施設.....	19
旅行業.....	19
通信販売.....	19
通信教育.....	19
中古販売.....	19
アルコール.....	19
フランチャイズ.....	19
電子タバコ.....	19
<b>第5章 クリエイティブガイド.....</b>	<b>20</b>
1. クリエイティブ全般の掲載基準.....	20

## 第1章 ガイドラインポリシー

### 1. 広告掲載について

- (1) 広告掲載について、以下の点を規範とし掲載させていただきます。
- (2) 社会の信頼にこたえ、ユーザーに利益をもたらすものでなければならない。
- (3) コンテンツの一部という考えに基づき、ユーザーの利益に反するものであってはいけません。
- (4) 関係法例などに反するものであってはならない。
- (5) 公序良俗に反するものであってはならない。

### 2. 広告掲載可否の判断について

- (1) 掲載可否の判断につきましては媒体社にあるものといたします。
- (2) 掲載が不適当であると判断した場合、入稿受領前・受領後を問わず、理由を述べず掲載を拒否、または掲載中止を行うことができるものとします。
- (3) インターネット広告掲載の可否の決定権は、媒体社にあるものとします。
- (4) 掲載可否の結果については、根拠を明示、説明する義務を負いません。
- (5) 掲載基準について、一切の解釈は弊社が行うものとします。

### 3. 広告全般に関する基準について

- (1) 弊社では、原則として広告主の表現の自由を束縛するものではありませんが、以下の各項目に該当する類の広告は掲載いたしません。
  - ・ KDDI 株式会社、および弊社が提供するサービスと競合となる広告。
  - ・ 日本国憲法、および日本政府、各自治体が定めた法律、条例等に反するおそれのある広告。
  - ・ 責任の所在が明らかでないと判断される広告。
  - ・ 表現、内容、および広告目的が不明確で、消費者が閲覧した際に一般常識に照らして理解できない広告。
  - ・ 広告内容に虚偽があるか、または誤認錯誤されるおそれのある広告。
  - ・ 公正、客観的な根拠なく最大級、絶対的表現を使用している広告。
  - ・ 施行されている各関係法規、通達、業界規制等に違反する広告。
  - ・ 品位を損なうと判断される広告。
  - ・ 日本語以外の言語のみの広告。
- (2) 本基準は、予告なく変更する場合があります。

### 4. 広告の掲載責任の所在について

- (1) 弊社媒体に掲載されたすべての広告について、表現、内容に関する一切の責任は広告主が負うものとします。
- (2) 掲載の結果、弊社が損害を受けた場合は、法的、倫理的責任など全てを広告主に負担していただきます。

### 5. 公序良俗について

- (1) 弊社では、以下に掲げる類の公序良俗に反する表現、内容のある広告は掲載いたしません。
- (2) 犯罪を肯定、美化する表現、内容。
- (3) 性に関する表現等で、青少年の保護育成に反すると思われる表現、内容。
- (4) 醜悪、残酷な広告表現で、消費者に不快感を与えるおそれのある表現、内容。
- (5) 非科学的、迷信に類するもので、消費者を惑わせたり不安を与える表現、内容。
- (6) 不良商法、詐欺的とみなされる表現、内容。
- (7) 誹謗中傷、人権侵害となる表現、内容。
- (8) 悪意のあるサイト、または誤認される内容。
- (8) 有害情報とみなされる表現、内容。

## 6. 著作権、肖像権について

- (1) 個人、団体の所有する以下の無体財産を侵害する広告については、掲載いたしません。
- (2) 氏名、写真、談話および肖像、商標、著作物等を無断で使用した広告。
- (3) 日本体育協会のアマチュア規定に反して、競技者または役員の氏名、写真、談話等を使用した広告。
- (4) オリンピック、国際博覧会、赤十字協会、ワールドカップなどにおけるマーク、標語、呼称等を、正当な許可なく無断で使用した広告。

## 7. ユーザー保護について

- (1) 以下のような仕組みや不都合により、消費者に困惑を与える場合には、掲載を拒否または中止することがあります。
  - ・ 広告のリンク先が、指定した期限日までに開設されない場合。
  - ・ 開設されても掲載開始後のリンク先または内容の変更により不都合が生じた場合。
  - ・ 故意の細工、プログラムの誤作動等によりユーザーが広告のリンク先からの円滑なサイト遷移を妨害される場合。
  - ・ 海外の団体で日本に活動拠点が無い場合。

## 8. その他

- (1) 親権者同意がないと契約できないサービスにつきましては、その旨記載いただくよう、ご配慮ください。

## 第2章 掲載できない商材、表現について

法令、公序良俗に反する商材、または誤認されるもの

- (1) 盗聴器、隠し撮り用カメラ、コンクリートマイク、任侠グッズ、ペット生体、レーダー探知機(ネズミ取り)、など。

個人情報の売買を誘引、暗示する内容、表現

- (1) 個人を特定できるものを売買する行為、または誤認される内容、など。

著作権、肖像権、著作隣接権に抵触する表現

- (1) 偽ブランド品、レプリカ、スーパーコピー、海賊版ソフトウェア、事務所非公認の生写真、など。

ユーザーが不快感を覚えるようなもの

- (1) 殺戮、暴力等残虐なものを連想させる、死体、死骸、不潔なもの、病的なもの、生体、など。
- (2) 混乱、恐怖心、不安感、嫌悪感などを与えるような表現。
- (3) 事実と異なる、あるいは事実であることの確認ができない表現。
- (4) 注意を引くために訴求内容を故意に分かりにくくした表現。

KDDI 株式会社、または弊社サービスの競合となる、あるいはなり得るもの

- (1) 通信サービスを提供する通信事業者、MVNO 事業者、など。

アダルト、アダルト用品、アダルト要素の見受けられる、または誤認される表現

- (1) 下着モデル(下着そのものの通販に伴うモデル写真は除く)。
- (2) アダルト用品(娯楽性の高い性補助用具、コンドーム、中古下着、制服など)。
- (3) ヌード写真集、アダルト写真集。
- (4) ラブホテル。
- (5) AV 女優によるもの(内容問わず)。
- (6) 胸、下半身等、一般的に性的とされる部位を強調したもの。
- (7) 乳房に手を当てる、両脚を開く等、一般的に性的とされるポーズを取っているもの。
- (8) 出会い系要素(知らない人と出会えるなど)、恋人募集、または、出会い系と誤認させるもの。

ビジネスモデルが不明なもの

- (1) 収支モデルが不明なもの。
- (2) 広告配信のみにより利益を得るもの。
- (3) 空メール登録を主としたデジタルコンテンツ。

公営ギャンブル

- (1) カジノなど、公営以外のギャンブル、など。
- (2) 海外の宝くじの譲渡、購入等の行為。
- (3) 当選ユーザーの声、及び射幸心を煽る表現。
- (4) 勝ち予想、射幸心を煽る表現。
- (5) 国内外、宝くじの売買、売買の取次、授受。
- (6) 宝くじの個人販売。

賭博の可能性があると判断される、または可能性がある判断できるもの

- (1) 金銭の賭け行為が発生するギャンブル、得たポイントを現金化するもの。



- (2) 月額または従量課金により懸賞を行うもの。
- (3) 実際に金銭の掛け行為が行われているもの。
- (4) 収支管理アプリ、勝敗統計アプリ、射幸心やギャンブルへの興味を煽るもの。
- (5) 勝ち予想、麻雀、パチンコ、パチスロの攻略情報、など。
- (6) 麻雀荘、レース場等への誘引。

#### ポイント現金化サイト

- (1) 得たポイントを現金化可能なサイト

#### パチンコ・パチンコホール

- (1) クリエイティブでの射幸心を煽る表現。
- (2) パチンコホールへの誘引。

#### 青少年保護および健全育成の観点から不適切だと判断するもの

- (1) 未成年、または18歳未満が明らかなモデルの水着姿や、性的な表現と誤認される表現。
- (2) 風営法上のパブ、スナック、キャバレー、クラブ、バー、など。
- (3) ギャンブル業、風俗産業(水商売等)の求人。

#### 政党広告

- (1) 選挙期間外の選挙広告、及び意見広告。
- (2) 候補者名は不可、また党首であっても候補者となる場合、クリエイティブでの使用不可。

#### 現物を伴わない無形サービスや情報提供

- (1) クレジットカードショッピング枠の現金化、RMT(リアルマネートレーディング)、ギャンブル株式等の情報、など。

#### たばこ関係

- (1) 煙草(たばこ)、喫煙補助具、など。

#### 武器、または人体を傷つける目的で作られた用具、人体を傷つける恐れのあるもの

- (1) 花火、爆弾、ナイフ、銃砲、催涙スプレー、スタンガン、使用用途不明の刃物、さすまたなど危害を加える恐れのある自衛用具、など。

#### 宗教団体などによる、布教を目的としたもの

- (1) 宗教、祈祷、霊、スピリチュアル、自己啓発、カルト政党、団体、など。

#### 私的な秘密事項の調査に関するもの

- (1) 探偵、興信所、別れさせ屋、など。

#### ネットワークビジネスこれらに類するもの

- (1) ネットワークビジネス、連鎖取引、無限連鎖講(ねずみ講)、MLM、マルチ商法、ネットワークマーケティングとされる、または類する物、など。

医療機関が行う以下の訴求

- (1) 治験、処方箋医薬品(薬品名の明記)、わきが、包茎、下系、性病系、など。
- (2) 妊娠、避妊、排卵日、危険日、妊娠しにくい日等のネガティブな意味での使用。
- (3) 美容整形。レーシック。

医療機関の行わない、人体に傷をつける行為、医療類似行為表現

- (1) レーザー脱毛、ニードル脱毛、ケミカルピーリング、など。
- (2) 皮下、細胞内への美容液等の注入、など。
- (3) 植毛、アートメイク等 人体に傷をつける行為、等
- (4) 薬品の使用、外科的手法等による発毛・育毛促進、など。
- (5) 性感染症、妊娠、避妊、排卵日、危険日、妊娠しにくい日等、ネガティブな意味での使用。
- (6) 診療、診察、初診、触診、問診、療法、代謝促進等、医療行為、医療類似行為と誤認される表現。

医薬品医療機器等法に伴う掲載不可

- (1) 個人が販売する高度医療機器。
- (2) 処方箋医薬品(薬品名の明記)。
- (3) 要指導医薬品の通販不可。
- (4) 医薬品を景品、サンプル、試供薬として提供。
- (5) 未承認医薬品の売買。
- (6) オークション形式
- (7) 購入者によるレビュー、口コミ、レコメンド
- (8) 使用期限切れの医薬品の販売

医療機器

- (1) 一般人を対象としない、医療機関関係で使用される機器。
- (2) 医療管理番号を取得しない、遺伝子検査キット。

かつら、発毛、育毛、植毛

- (1) 医薬部外品認可を受けていない育毛剤、育毛シャンプー等で発毛促進、育毛効果等、消費者トラブルの要因となりうるおそれがある表現。
- (2) 診断、カウンセリング、カルテ、クリニック、患者、医学的、発毛する、必ず生える、完全等、消費者トラブルの要因となりうるおそれがある表現。
- (3) 毛はエコンテスト。

不動産投資

- (1) 森林原野等、利用されていない土地に対しての投資。
- (2) 月、火星、海外不動産など、購入希望者が現場を直接確認することが困難な遠隔地物件。
- (3) 自然公園法の特別地域内に関する広告。
- (4) 公序良俗に反する業態に対して投資を行うもの。

貸金

- (1) 学生ローン(無担保、有担保、キャッシング)。
- (2) 有担保ローン。
- (3) 事業者ローン。

#### 金融商品取引業

- (1) 投資欲、射幸心を煽る、簡単手軽であることを過度に強調した表現は用いないこと。
- (2) 確実に利益が上がるかのような表現は用いないこと。

#### 懸賞

- (1) 宝くじが当たる懸賞で、クリエイティブでの当選金額の訴求。
- (2) 国内外、宝くじの売買、売買の取次、授受。
- (3) 宝くじの個人販売。

#### 占い

- (1) 占い師とユーザーが直接やり取りを行うもの。
- (2) 占いの結果を元に物品の販売やお祓い等がサイト内に存在するもの。
- (3) 占い師の個人鑑定、講演会、講座、セミナー、後援会、舞台、団体等へ誘引するもの。
- (4) 占いを信じることでメリットがあったとするユーザーの体験談。
- (5) 実在する組織や人物が占い師の能力を保証しているかのようなもの。
- (6) 捜査官、予言者、アドバイザー等、権威があるとユーザーが誤認するような肩書きを名乗ったもの。
- (7) 宗教と関連するもの。
- (8) 予言や失せ物探し、捜査等、遊びの範疇を越えた訴求。
- (9) 空メール登録を主としたデジタルコンテンツ。

#### 学校

- (1) 申請中、認可前の新設学校、学部、学科の募集。
- (2) 問い合わせ、資料請求の際、何の説明もなく空メールを送る形式のもの。

#### クーポン

- (1) 未販売、販売済み問わず、掲載基準に抵触するクーポンの販売ページ。

#### 保証人代行サービス

- (1) 不動産会社が自社扱い物件の借り主に対して行う保証人代行制度。
- (2) 企業に対して、代行サービスシステム導入の訴求。

#### ユーザー保護の観点から、掲載出来ないもの

- (1) 個人輸入代行。
- (2) 質屋(買い取りを除く)。
- (3) 商品先物取引。
- (4) 飲み放題、飲み会等、飲酒を促す表現。
- (5) 入札権購入型オークション(ペニーオークションなど)。
- (6) コンテンツが取引に附随していないと判断される表現。
- (7) 賞品総額や内容が景表法の規定の範囲を越えているもの。
- (8) 白ロム販売。
- (9) ワーキングホリデー、海外移住斡旋、永住権取得。
- (10) 血飛沫、血液等の表現。

## 第3章 掲載基準共通

### 1. 広告主審査

- (1) 企業名
- (2) 代表者名
- (3) 所在地
- (4) 資本金
- (5) 設立年月

### 2. クリエイティブ、原稿について

- (1) 静止画像内、動画の場合は最終停止コマのいずれかに、広告主名、またはサイト名等、広告に関する責任の所在を明記ください。
- (2) クリエイティブ、原稿等で訴求された内容は、LP内、または明らかに誘引されている第二階層までに確認できるよう記載ください。
- (3) クリエイティブ、原稿等にて以下内容については掲載をお断りしております。
  - ・意味を持たせた記号の羅列
  - ・指定箇所以外でのサイトURL、メールアドレス、電話番号の記述
  - ・【重要なお知らせ】は使用できません。

### 3. サイト内への記載内容

- (1) LPに単独での提供企業名(◎表記での代用も可)。
- (2) ユーザーの向け問い合わせ先(問合せフォーム、電話番号またはメールアドレス)。
- (3) 個人情報を取得する場合、プライバシーポリシーの表記。
- (4) 通信販売など行う場合、特定商取引法に基づいた表記。
- (5) メルマガなど配信する場合、特定電子メール法に基づいた表記。
- (6) 懸賞、プレゼント、キャンペーンを行う場合、当選人数、実施期間、賞品情報、当選者発表方法、賞品の発送方法を記載ください。
- (7) 来店、講演会等、ユーザーを集め、商品の勧誘、または申し込みをさせることを目的とした商品の説明を行う場合は、明記すること。
- (8) 各法に基づき表示を義務付けられた表示内容、管理番号等。

### 4. 表現について

#### 『【 au 】使用について』

- (1) クリエイティブ、原稿において「au」の文字の使用禁止。(協業等除く)
- (2) auのサービス内容を訴求しているような表現は使用禁止。(協業等除く)

#### 『最大・最上級』表現

- (1) 「No.1」、「〇〇初」、「他にはない」、「100年に1度の」、「唯一」、など  
最上級表現は、第三者による根拠を併記ください。

#### 『完全を保証する』表現

- (1) 「完全」、「完璧」、「あらゆる」、「全ての」など  
完全を保証する表現は使用できません。

『安全を保証する』表現

- (1) 安全性を保証するような表現は使用できません。

『パーセント数値等』表現

- (1) 「就職率99% (調査人数1047人、調査期間〇月〇日～〇月〇日まで)」など  
具体的な数字(パーセント数値等)の表記は、調査母数または調査母数に類する項目、調査期間を併記ください。

『具体的な数字』表現

- (1) 「会員数15万人」、「3000人が使っている」など  
根拠なく具体的な数字を挙げてユーザー数等を示している場合、事実確認させていただく場合がございます。
- (2) 掲載後に事実でないことが判明した場合は、掲載不可とさせていただきます。

『受賞、ランキング』表現

- (1) 「雑誌▲▲の★★賞受賞、2016年売上げランキング3位など  
具体的な賞名やランキング名、および受賞時期を明記ください。

『期間限定・キャンペーン』表現

- (1) 「今だけ(9月30日まで)」、「今なら(8/1～8/30)」、「期間限定(9月30日まで)、キャンペーン中(8/1～8/30)など  
期間限定での提供であると印象づける表現については、リンク先に具体的な期間を明記ください。

『ポイント』表現

- (1) 自社サイトで使える千円分のポイント100pt プレゼントなど  
ポイントのプレゼント、またはポイントが当たるなどを訴求される場合、何のポイントが付与されるか併記ください。
- (2) ポイント等を現金に換算して記載する場合「〇〇円分」と表記下さい。

『無料』の表現

- (1) 「無料」、「タダ」、「完全無料」、「全部無料」、「無料ダウンロード」、「¥0」など  
クリエイティブ、原稿等で「無料」を記載した場合、LPの1stビュー、または1stビューの直下に何が無料であるか内容を記載ください。
- (2) パケット通信料(ダウンロード時)も含めて全て無料であると誤認させる恐れのある表現については掲載不可となります。
- (3) 実際には無料ではないのに無料であるかのように誤認させるおそれのある表現、またはDLは無料だが、実際の利用の場合料金が発生する場合、「無料」等の表現は使用できません。

一部有料の場合の『無料』の場合

- (1) 「無料あり」、「一部有料」など(※動画の場合は最終停止コマに表示)  
リンク先に有料コンテンツと無料コンテンツが混在している場合、「無料」の記載は出来ません。

『〇曲分のポイント等をおまけとして提供する』場合

- (1) 「登録でポイントプレゼント」、「入会で△曲分プレゼント」など  
有料登録をしたユーザーに対し「〇曲分のポイント等を提供する」という場合、有料登録が必要である旨併記ください。

『有料登録でコンテンツが取り放題』の場合

- (1) 「入会で」、「登録で」、「定額で」、「月額△△円」など  
有料登録が必要であることが判別できる表記ください。

『体験版』の場合

- (1) 「無料体験版」、「トライアル」、「試聴できます」、「お試し」など  
製品版ではなく、体験版であることをクリエイティブ、原稿に明記ください。
- (2) 制限(期間・回数等)のある場合はLPにわかりやすく表記ください。

『消費税』表現

- (1) 『消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法及びガイドライン』を遵守していること。
- (2) 「総額表示」の義務付け  
商品の金額は税込み表記が必須です。  
表示方法の例：XX円(税込) 、XX円(税抜価格XX円)  
※ 令和3年4月～消費者に対しての価格は総額表記が義務付けられています。

## 第4章 個別に掲載基準を有する商材について

### 選挙

- (1) 選挙管理委員会

### 政党広告

- (1) 選挙運動期間中(投票日前日まで)、選挙に対して行う運動のみ。
- (2) 各選挙管理委員会が告知、掲載している URL のみ掲載可。
- (3) 遷移図、テストサイトの場合、掲載日2営業日前までにLPで目視で確認ができること。
- (4) 電子メールアドレス等、連絡先についてはLPに明記すること。
- (5) 背景色や他の枠に同化せず、独立した広告であること。
- (6) クリエイティブに政党名を明記すること。
- (7) 党首であっても、候補者の場合クリエイティブでの使用不可。
- (8) 事前に全てが実機で確認できること。

### 国家資格を有する業種(弁護士、司法書士、行政書士、弁理士、公認会計士、税理士)

- (1) 下記を明瞭に判読できる文字の大きさと明示していること。
  - ・代表者氏名
  - ・事務所住所
  - ・事務所電話番号
  - ・代表者の所属会名または、登録番号のいずれか

### 貸金業

- (1) 弊社指定した事業者のみ掲載可。
- (2) 下記を明瞭に判読できる文字の大きさと明示していること。
  - ・啓発文言(過剰借入れへの注意喚起を目的とし、以下の事項に掲げる事項)
    - ア. 貸付条件の確認
    - イ. 使い過ぎ、借り過ぎへの注意
    - ウ. 計画的な借入れ

[例] 「貸付条件の確認をし、借り過ぎに注意しましょう」
  - ・貸金業者登録簿に登録された商号、名称または氏名
  - ・貸金業登録番号
  - ・協会員番号
  - ・貸金業者登録簿に記載された電話番号
  - ・返済シミュレーション  
(クリックにより、返済シミュレーションの専用ページに誘導するリンクまたは画像の表示を含む。)
- (3) 日本貸金業協会「広告審査に係る審査基準」に遵守していること。
- (4) 銀行が貸金を訴求する場合、クリエイティブ、原稿については日本貸金業協会「広告審査に係る審査基準」に記されている禁止表現等を使用していないこと。

### 金融商品取引業

- (1) 弊社掲載可能企業のみ掲載可。
- (2) 監督官庁への届け出番号を明記していること。
- (3) ユーザーの不利益となる事実を明記していること。
- (4) 手数料説明やリスク説明が、明記されていること

(5) 不動産については、「不動産の表示に関する公正競争規約施行規則の必須項目」に基づいて表示されること。

#### 公営くじ、公営ギャンブル

- (1) 主催者のみ。
- (2) イメージ広告、レース告知等。
- (3) レースと直接関係しないグッズ等の通販。
- (4) レースへの誘引を伴わないオープン懸賞。
- (5) 主催者が行うイメージ広告、ならびにレース告知。
- (6) 着メロ、待受け、過度にギャンブルへの興味を煽らない小説等電子コンテンツ。

#### 医療機関

- (1) 下記を明瞭に判読できる文字の大きさと明示していること。
  - ・ 診療所、病院名称
  - ・ 所在地
  - ・ 連絡先
  - ・ 診療科目
  - ・ 獣医師または診療施設の専門科名
  - ・ 獣医師の学位または称号
  - ・ 定められた技能(〇〇の予防、〇〇検査、手術等)の記載
  - ・ 学位または称号、経歴の記載
- (2) 「医療広告ガイドライン」、「医療機関ホームページガイドライン」が遵守されていること。
- (3) 保険診療、自由診療のいずれであるかが明記されていること。

#### あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復等

- (1) 施術に必要な国家資格を有すること
- (2) 施術所の名称、住所、電話番号の表示があること
- (3) 施術者指名の表示があること
- (4) 医療行為に該当、または暗示する表示がなされていないこと
- (5) 「医療広告ガイドライン」、「医療機関ホームページガイドライン」が遵守されていること。

#### 医療機器

- (1) 一般人を対象とする認可済みの医療機器。
- (2) 第1種に分類される商品は医療機器承認番号。
- (3) 第1種の販売店は販売者許可番号。
- (4) コンタクトレンズ、カラーコンタクトレンズの購入において、医師の処方箋が必要であることが購入導線内に明記されていること。
- (5) コンタクトレンズ、カラーコンタクトレンズの購入において、LP内にて「正しい使用方法を守り、異常があれば眼科医の検診を受ける」旨の注意喚起がなされていること。
- (6) 医薬品医療機器等法（旧薬事法）、「医薬品等適正広告基準」を遵守していること。

#### エステ

- (1) 全国展開している事業者。
- (2) 痩身、リラクゼーションを目的としたエステ。
- (3) 光脱毛、フラッシュ脱毛。
- (4) 医薬品医療機器等法（旧薬事法）を順守していること。



#### 健康系サイト

- (1) サイトのみで自己判断せず、医師の診察を受ける旨が記載されていること。
- (2) 体調管理ができることによる、美容等によい旨の表現。
- (3) 赤ちゃんが欲しいので、妊娠可能日を知りたい旨の表現。
- (4) 生理日予測等の表現。

#### 医薬品

- (1) 日本薬局方に収められているもの(医薬部外品、化粧品除く)。
- (2) 医薬品について、製薬メーカーの行う啓蒙、及び通信販売。
- (3) 医薬品医療機器等法(旧薬事法)、「医薬品等適正広告基準」を遵守していること。
- (4) 医薬品通信販売については以下がサイト内に明示されていること。

- ・ 店舗名 (※1)
- ・ 所在地
- ・ 実店舗の写真
- ・ 営業時間外を含めた連絡先
- ・ 店舗の開店時間とネット販売時間が異なる場合はそれぞれの時間帯
- ・ 対応専門家の勤務、シフトの表示
- ・ 第二医薬品を取り扱う場合、薬剤師 (※1) または登録販売者 (※2) の氏名
- ・ 第一医薬品を取り扱う場合、薬剤師 (※1) の氏名
- ・ リスク区分での商品陳列
- ・ 区分ごとのリスク表示
- ・ 医薬品の使用期限 (2014 年〇月まで、使用期限終了まであと〇日、等)
- ・ 販売までに薬剤師および登録販売者による購入フロー
  - ※1 厚生労働省 HP にて要確認
  - ※2 自治体で登録者確認

#### いわゆる健康食品

- (1) 医薬品ではないこと。
- (2) 医薬品医療機器等法(旧薬事法)、食品衛生法、健康増進法等に抵触していないこと。
- (3) 特定保健用食品、栄養機能食品
- (4) 機能性表示食品については、以下を確認できること。
  - ・ 商品ごとにLPに届け出番号の表示。
  - ・ 「摂取をする上での注意事項」に記載がある場合、LPにすべて記載があること。
  - ・ 一日当たりの摂取目安量
  - ・ 届け出された内容を逸脱した表現でないこと。
  - ・ 「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」順守していること。

#### 化粧品

- (1) 東京福祉保健局「医薬品等適正広告基準」、日本化粧品工業連合会発行「化粧品等の適正広告ガイドライン」を遵守していること。

#### 毛髪(かつら、発毛、育毛)

- (1) 頭皮を清潔にするサロン。
- (2) かつら、ウィッグ等の雑貨。
- (3) 「毛髪業界の取引に関するガイドライン」を遵守していること。

#### 結婚紹介業

- (1) 弊社掲載可能企業のみ掲載可。
- (2) 18歳未満の未成年の利用は不可としていること。
- (3) 入会に際し書類または面談等でユーザーの本人確認を行っていること。
- (4) スタッフの仲介なくユーザー同士が直接会うことができない仕組みであること。

#### 音楽

- (1) ダウンロード時のパケット代に関する注意を明記。
- (2) 非対応機種について、非対応である旨を明記。
- (3) 著作権管理団体の使用許諾番号を明記。
- (4) カバー曲の場合、その旨をわかりやすく明記。
- (5) 「着うたフル<sup>SM</sup>」については、使用している場合、公式サイトのみ

#### 占い

- (1) 名前や生年月日、簡単なアンケートなどを元に一定の法則に従って判断、診断するもの。
- (2) 占い結果がサイト内に表示される、あるいは定型メールが自動返信される形式のもの。
- (3) おみくじ程度のもの。
- (4) 月額等の有償訴求を行うもの。

#### 電子書籍

- (1) クリエイティブガイドを遵守していること。
- (2) ダウンロード時のパケット代に関する注意を明記。
- (3) 掲載メニューにより、事前タイトル審査を通過していること。

#### ゲーム

- (1) 有料ゲーム、及び基本プレイは無料だが、アイテム購入等一定条件で課金が発生するゲームであること。
- (2) ダウンロード時、及び常時通信が発生するものについては、パケット代に関する注意訴求を明記。
- (3) クリエイティブガイドを遵守していること。

#### クーポン

- (1) 定価がサイトで確認できること。
- (2) 許容可能な発行枚数であること。
- (3) 十分な使用期間があること。

#### 動画サイト (youtube 等が LP の場合)

- (1) LP 内に提供企業名、問い合わせ先及びHP のリンク先が記載されていること。
- (2) 動画サイトへの登録を誘引していないこと。

#### コミュニティ

- (1) 弊社掲載可能企業のみ掲載可。
- (2) 会員募集、登録して遊ぼう、新規会員募集等の訴求。

#### 寄付、募金

- ・収支報告がサイト内で確認できること。

#### ボランティア

- (1) 弊社掲載可能企業、及び公的機関が主催する物のみ掲載可。
- (2) 下記を明瞭に判読できる文字の大きさと明示していること。
  - ・運営団体情報。
  - ・応募者が従事する具体的な活動内容、期間、活動地。
  - ・応募資格(学歴、経験、公的資格等)。
  - ・応募方法。
  - ・応募のための連絡手段。
  - ・その他必要に応じ担当者名、必要な書類、面接、選考場所等。
  - ・別途費用が掛かる場合は、その旨記載。

#### 学校

- (1) 学校法人であることを明記すること。
- (2) 国立、公立、私立の設置した幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。
- (3) 既設、及び認可済みの学校、学部、学科の啓蒙、生徒募集の広告。
- (4) 新設の学部については、「申請中」である旨を明記すること。

#### スクール

- (1) 料金体系、カリキュラムが明確であるもの。
- (2) 表現、用語等が学校法人と酷似していないこと。
- (3) 受講することにより就職や収入が保証されるかのような表現を行わないこと。
- (4) 資料請求や体験等に参加したユーザーに対して勧誘を行う場合は、その旨を明記すること。
- (5) 空メールを送っての問い合わせ、資料請求の場合は、空メールを送ること得られる情報についての具体的な表示。

#### 求人

- (1) 複数の企業、団体の求人情報をまとめて掲載しているが、情報元への応募はユーザー自身が行うもの。
- (2) スクール等で、卒業後運営母体への雇用、契約が義務付けられるものも含む。
- (3) 有料職業紹介については、下記を明瞭に判読できる文字の大きさと明示していること。
  - ・有料職業紹介事業の認可番号。
  - ・申し込みから就労開始までのフローがサイト上で説明されていること。
  - ・職業紹介やサポートが有料の旨がサイト上に明記されていること。
- (4) 労働者派遣については、下記を明瞭に判読できる文字の大きさと明示していること。
  - ・一般労働者派遣事業、または特定労働者派遣事業の番号が確認出来ること。
  - ・雇用主と派遣スタッフの間にトラブルが発生した場合、対応に当たる窓口があることが確認できること。
  - ・保険加入の有無等、福利厚生情報がサイト上に記載されていること。
  - ・申し込みから就労開始までのフローがサイト上で説明されていること。
- (5) オーディションについては、下記を明瞭に判読できる文字の大きさと明示していること。
  - ・一般労働者派遣事業、または特定労働者派遣事業の番号が確認出来ること。
  - ・具体的な活動内容が明記されていること。
  - ・掲載可企業が主催、協賛するものに限る。
  - ・申し込みからデビューまでのフローがサイト上で説明されていること。
  - ・有料オーディション、または合格後にレッスンや養成所等の所属または費用がかかる場合は、金額と内容を明記すること。

#### 留学

- (1) 一般社団法人 留学サービス審査機構(J-CROSS)による留学斡旋業者の認証があること。
- (2) 留学先の学校と直接提携していることが確認できること。
- (3) 留学先等の情報、カリキュラム・プログラムの内容、料金体系等の詳細が記載されていること。

#### 自動車教習所

- (1) 都道府県公安委員会の指定自動車教習所であること。
- (2) 料金、カリキュラムを明記すること。

#### 宿泊施設

- (1) 旅館業法認可であることがサイト内で確認できること。

#### 旅行業

- (1) 観光庁長官登録旅行業番号が明記されていること。

#### 通信販売

- (1) 通信販売の実績が1年以上あるサイトのみ掲載可。
- (2) プライバシーポリシーが明記されていること。
- (3) 空メールを送っての問い合わせ、資料請求の場合は、得られる情報についての具体的な表示。
- (4) 特定商取引法に基づく表記がなされていること。

#### 通信教育

- (1) 料金体系、カリキュラム等が明記されていること。
- (2) 資料請求や体験等に参加したユーザーに対して勧誘を行う場合は明記すること。
- (3) 就職や収入が保証されるかのような表現が行われていないこと。
- (4) LPにて販売を行った場合、特定商取引法に基づく表記がなされていること。

#### 中古販売

- (1) 古物商登録番号が明記されていること。
- (2) 買取ルールが明記されていること。

#### アルコール

- (1) サイト内で未成年の飲酒、飲酒運転に関する注意訴求が分かりやすく明記されていること。
- (2) アルコール度数が0パーセントより上のは全て酒とする。
- (3) クリエイティブは事前確認必須。
- (4) 「お酒は二十歳になってから」等の注意喚起を明記。
- (5) 「飲み放題」、「お酒を飲むとたのしい」等、飲酒を肯定的に記載されていないこと。

#### フランチャイズ

- ・弊社掲載可能企業のみ掲載可。

#### 電子タバコ

- ・弊社指定した商品のみ掲載可。

## 第5章 クリエイティブガイド

### 1. クリエイティブ全般の掲載基準

- (1) アダルト、アダルトを連想、暗示させる表現  
アダルトビデオ、AV女優、水商売に関連するもの。
- (2) 複数の人物が極度に接近していないこと  
複数の人物が見つめあっている画像の場合、人物は画面の両端に配置ください。  
キス、頬を寄せる、抱き合う、愛撫をしていると見受けられるものは使用できません。
- (3) 性的関係、モラル的に問題があると思われる関係、及び下記にあたる表現は使用できません  
セックス、近親相姦、サディズム、マゾヒズム、不倫、未成年との性的恋愛、レイプ、自慰、  
動物との性行為、痴漢、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、暴力、盗撮、  
ラブコミック、ラブコミ、BL、TL、H、等  
上記等のアダルト性を連想させる表現がないこと。
- (4) 身体の部位をクローズアップした表現  
胸、尻、太腿、局部などを強調した画像は使用できません。

以上